

盛岡地方振興局長告示第44号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成21年7月3日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370102097	ハーツケアセンター訪問介護事業所	盛岡市上田三丁目6番33号 中村ハイツ1号	特定非営利活動法人 ハーツ生活支援	平成21年7月1日

2 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370103798	ウエルネス生活研究所	盛岡市本宮字宮沢55番地5	有限会社ウエルネス	平成21年7月1日

3 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370103798	ウエルネス生活研究所	盛岡市本宮字宮沢55番地5	有限会社ウエルネス	平成21年7月1日